

# 大山崎町行財政改善委員会第4回会議次第

日時：平成20年10月28日（火）

午後6時～

場所：大山崎町役場3階中会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録の確認等について

4. 議題

(1) 諮問事項に対するまとめについて

①第3回会議までの振り返り

②まとめの論議

5. その他



○大山崎町行政組織規則

平成17年3月28日  
規則第6号

大山崎町行政組織規則(昭和40年規則第3号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 大山崎町組織条例(平成7年条例第11号。以下「条例」という。)の施行については、ほかに定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(室及びグループの設置)

第2条 条例第1条に規定する室にグループを置く。

2 グループの名称並びにおおむねの分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 室に所属する出先機関は、別表第2のとおりとする。

(組織上の職)

第3条 室に室長、グループにグループリーダーを置く。

2 特定の範囲の事務を処理させるため、室に参事及び主幹を置くことができる。

3 町長が特に必要と認めたときは、その部局に理事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を管理監督する。

2 参事及び主幹は、上司の命を受け、その分担事務を掌理し、その事務に従事する所属職員を管理監督する。

3 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

4 理事は、町長特命による重要事項を担当し、当該担当事務を遂行する過程における資料収集、情報収集等必要な事項について、直接、室長を指示することができる。

(理事の決裁区分)

第5条 理事の担当事務に係る決裁区分は、大山崎町事務決裁規程(平成7年規程第3号)の定めるところによる。この場合において、同規程中「室長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

室	グループ	分掌事務
政策推進室	秘書広報グループ	(1) 町長及び副町長の秘書に関すること。 (2) 儀式及び交際その他渉外に関すること。 (3) ほう賞及び自治功労者等の表彰に関すること。 (4) 後援名義使用許可に関すること。 (5) 各種委員等の任命、解任の発令に関すること。 (6) 国際交流に関すること。 (7) 寄付の採納に関すること。 (8) 広報誌及び町勢要覧の編集発行に関すること。 (9) 町ホームページの作成・更新に関すること。 (10) コミュニティ活動・施設に関すること。 (11) 町民の陳情、要望等の受付及び苦情相談に関すること。 (12) 自治会等の育成助成及び連絡調整に関すること。
	政策企画グループ	(1) 町の総合計画に関すること。 (2) 主要施策の総合調整及び進行管理に関すること。 (3) 庁議に関すること。 (4) 広域行政に関すること。 (5) 市町村合併に関すること。 (6) 行政改革に関すること。 (7) 行政評価に関すること。 (8) 町長の特命による調査研究に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 平和に関する事。</li> <li>(10) 生涯学習の推進に関する事。</li> <li>(11) 交通バリアフリー構想に関する事。</li> <li>(12) NPOに関する事。</li> <li>(13) 組織管理に関する事。</li> <li>(14) 情報公開に関する事。</li> <li>(15) 個人情報保護に関する事。</li> <li>(16) 各種統計調査に関する事。</li> </ul>
総務室	財政グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の編成及び執行計画に関する事。</li> <li>(2) 財政計画に関する事。</li> <li>(3) 町債及び一時借入金に関する事。</li> <li>(4) 地方交付税等に関する事。</li> <li>(5) 各種基金の管理運営に関する事。</li> <li>(6) 土地開発公社に関する事。</li> </ul>
	総務人事防災グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 例規の審査及び公告式に関する事。</li> <li>(2) 議会との連絡及び議案の調整に関する事。</li> <li>(3) 文書管理に関する事。</li> <li>(4) 公印の保守管理に関する事。</li> <li>(5) 人権対策に関する事。</li> <li>(6) 自衛官募集事務に関する事。</li> <li>(7) 共用事務機械器具の維持管理に関する事。</li> <li>(8) 選挙管理委員会に関する事。</li> <li>(9) 行政委員会との連絡調整に関する事。</li> <li>(10) 町の境界確定に関する事。</li> <li>(11) 消防防災に関する事。</li> <li>(12) 危機管理に関する事。</li> <li>(13) 防犯に関する事。</li> <li>(14) 行政相談委員に関する事。</li> <li>(15) 職員の任免賞罰及び服務規律に関する事。</li> <li>(16) 職員の給与に関する事。</li> <li>(17) 定員管理に関する事。</li> <li>(18) 職員の福利厚生、安全衛生管理に関する事。</li> <li>(19) 職員研修に関する事。</li> <li>(20) 職員の共済制度に関する事。</li> <li>(21) 職員の任免に関し、他の任命権者との連絡調整に関する事。</li> <li>(22) 特別職報酬等審議会に関する事。</li> <li>(23) 他の部・室に属さない事項に関する事。</li> </ul>
	管財契約グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品及び工事請負の指名願いに関する事。</li> <li>(2) 物品及び工事請負の入札参加者の選定並びに入札に関する事。</li> <li>(3) 物品及び工事請負契約に関する事。</li> <li>(4) 普通財産の取得及び管理処分に関する事。</li> <li>(5) 供用物品の調達に関する事。</li> <li>(6) 町営建造物の維持管理・技術指導に関する事。</li> <li>(7) 財産区に関する事。</li> <li>(8) 公有車両の統括に関する事。</li> </ul>
情報推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電算室及び電算機等の運用管理に関する事。</li> <li>(2) 電算データの保護・管理に関する事。</li> <li>(3) コンピューター利用計画に関する事。</li> <li>(4) 情報システムの管理運営に関する事。</li> <li>(5) 情報システム利用の相互調整に関する事。</li> <li>(6) 情報システム機器の保守管理に関する事。</li> <li>(7) 地域情報化計画に関する事。</li> <li>(8) その他情報化の推進に関する事。</li> </ul>	

税務室	住民税グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税収予算の見積り及び決算に関する事。</li> <li>(2) 個人及び法人の町民税の調査並びに賦課に関する事。</li> <li>(3) 府民税、軽自動車税、市町村たばこ税等の調査並びに賦課に関する事。</li> <li>(4) 新税の調査に関する事。</li> <li>(5) 税務関係協議会等に関する事。</li> </ul>
	資産税グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定資産税の調査並びに賦課に関する事。</li> <li>(2) 国有資産所在市町村交付金に関する事。</li> </ul>
	収納管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税の収納管理に関する事。</li> <li>(2) 国民健康保険税の収納管理に関する事。</li> <li>(3) 税の滞納整理及び滞納処分に関する事。</li> <li>(4) 府民税の受託徴収に関する事。</li> <li>(5) 税の前納報奨金制度に関する事。</li> <li>(6) 納税相談に関する事。</li> <li>(7) 税の口座振替制度に関する事。</li> </ul>
町民生活室	窓口・年金グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民基本台帳の作成及び住民票の写し等交付に関する事。</li> <li>(2) 戸籍の編成及び謄抄本交付に関する事。</li> <li>(3) 人口動態調査に関する事。</li> <li>(4) 身分事項に関する事。</li> <li>(5) 犯罪通知の受理及び既決犯罪人名簿の整理、保管に関する事。</li> <li>(6) 印鑑登録申請書並びに登録原票及び副本の整理、保管に関する事。</li> <li>(7) 外国人登録事務に関する事。</li> <li>(8) 住民基本台帳の補助カードの整備保管並びに各種住民情報の提供等に関する事。</li> <li>(9) 埋火葬の許可に関する事。</li> <li>(10) 住民異動に伴う諸手続きの窓口業務に関する事。</li> <li>(11) 税務関係諸証明の発行に関する事。</li> <li>(12) 国民年金被保険者資格等に関する事。</li> <li>(13) 国民年金保険料の納付確認及び免除に関する事。</li> <li>(14) 国民年金の裁定請求に関する事。</li> <li>(15) 福祉年金に関する事。</li> <li>(16) その他国民年金に関する事。</li> </ul>
	高齢者医療・国保グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民健康保険特別会計に関する事。</li> <li>(2) 国民健康保険運営協議会に関する事。</li> <li>(3) 国民健康保険税の調査並びに賦課に関する事。</li> <li>(4) その他国民健康保険に関する事。</li> <li>(5) 高齢者医療に関する事。</li> </ul>
経済環境室	清掃環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ごみ収集及びし尿収集の処理計画に関する事。</li> <li>(2) ごみ収集及びし尿収集の業者指導に関する事。</li> <li>(3) ごみ収集、運搬及び処理に関する事。</li> <li>(4) ごみの不法投棄の防止に関する事。</li> <li>(5) ごみの減量化及び再資源化に係る調査、指導に関する事。</li> <li>(6) 清掃手数料の賦課及び徴収に関する事。</li> <li>(7) 浄化槽に関する事。</li> <li>(8) くみとり手数料の賦課及び徴収に関する事。</li> <li>(9) 畜犬登録及び狂犬病に関する事。</li> <li>(10) ねずみ等害虫駆除に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(12) 墓地・埋葬等に関すること。</li> <li>(13) 環境衛生の普及徹底に関すること。</li> <li>(14) 交通安全対策に関すること。</li> <li>(15) 公害の苦情の受付及び関係各室との連絡調整に関すること。</li> <li>(16) 自然環境の保全に関すること。</li> <li>(17) 地球温暖化対策に関すること。</li> <li>(18) 環境基本計画に関すること。</li> <li>(19) 省資源に関すること。</li> <li>(20) 新エネルギーに関すること。</li> <li>(21) 緑化推進に関すること。</li> <li>(22) 地下水に関すること。</li> <li>(23) その他環境衛生に関すること。</li> </ul>
	<p>経済観光グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業振興整備事業に関すること。</li> <li>(2) 農林業振興融資等に関すること。</li> <li>(3) 農作物及び森林病虫害駆除に関すること。</li> <li>(4) 鳥獣保護に関すること。</li> <li>(5) 鳥獣の捕獲飼養等の許可に関すること。</li> <li>(6) 土地改良事業、老朽ため池の改修事業の計画、実施等に関すること。</li> <li>(7) 畜産業の指導及び家畜衛生に関すること。</li> <li>(8) 害虫駆除等に関すること。</li> <li>(9) 農業委員会に関すること。</li> <li>(10) 農業共済制度に関すること。</li> <li>(11) 農業及び林業関係団体の指導育成等に関すること。</li> <li>(12) 治山関係その他農林行政に関すること。</li> <li>(13) 米穀小売業者に関すること。</li> <li>(14) 主要食糧の需給等に関すること。</li> <li>(15) 商工業の振興計画及び実施に関すること。</li> <li>(16) 中小企業者の金融制度に関すること。</li> <li>(17) 信用保証協会の事務に関すること。</li> <li>(18) 工場適地調査に関すること。</li> <li>(19) 企業誘致に関すること。</li> <li>(20) 伝統的工芸品に関すること。</li> <li>(21) 商工関係団体の育成、指導、助言に関すること。</li> <li>(22) 消費生活に関すること。</li> <li>(23) 住宅融資に関すること。</li> <li>(24) 労働行政に関すること。</li> <li>(25) 貯蓄推進に関すること。</li> <li>(26) 計量器の取締及び検査等に関すること。</li> <li>(27) 観光に関すること。</li> <li>(28) 大山崎町自動車駐車場に関すること。</li> </ul>
<p>福祉推進室</p>	<p>社会福祉グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉協議会に関すること。</li> <li>(2) 生活保護に関すること。</li> <li>(3) 行旅病人及び行旅死亡人の取り扱いに関すること。</li> <li>(4) 戦傷病者援護及び戦没者遺族援護に関すること。</li> <li>(5) 戦没者の叙位叙勲に関すること。</li> <li>(6) 身体障害者福祉に関すること。</li> <li>(7) 知的障害者福祉に関すること。</li> <li>(8) 障害児福祉に関すること。</li> <li>(9) 民生児童委員及び民生児童委員推薦会に関すること。</li> <li>(10) 日赤募金、共同募金に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 暮らしの資金に関すること。</li> <li>(12) 福祉医療に関すること。</li> <li>(13) 社会福祉関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(14) 福祉センターの業務管理に関すること。</li> <li>(15) その他障害者福祉、社会福祉に関すること。</li> </ul>
	高齢・介護グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者福祉に関すること。</li> <li>(2) 老人福祉センターの業務管理に関すること。</li> <li>(3) 介護保険に関すること。</li> </ul>
健康・児童推進室	児童福祉グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 少子化対策に関すること。</li> <li>(2) 保育所の入所措置の審査決定に関すること。</li> <li>(3) 保育所の管理指導に関すること。</li> <li>(4) 児童手当に関すること。</li> <li>(5) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</li> <li>(6) 乳児医療に関すること。</li> <li>(7) 母子(父子)及び寡婦福祉に関すること。</li> <li>(8) 保育所の業務管理に関すること。</li> <li>(9) その他児童福祉に関すること。</li> </ul>
	健康増進グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健センターの管理に関すること。</li> <li>(2) 母子保健に関すること。</li> <li>(3) 精神障害者福祉に関すること。</li> <li>(4) 精神保健に関すること。</li> <li>(5) 老人保健(医療を除く。)に関すること。</li> <li>(6) 食生活改善に関すること。</li> <li>(7) 献血に関すること。</li> <li>(8) 予防接種に関すること。</li> <li>(9) 食品衛生に関すること。</li> <li>(10) 住民の健康管理、指導に関すること。</li> <li>(11) 成人病予防に関すること。</li> <li>(12) 結核予防に関すること。</li> <li>(13) 感染症・防疫に関すること。</li> <li>(14) 保健指導に関すること。</li> <li>(15) 機能訓練に関すること。</li> <li>(16) 住民検診に関すること。</li> </ul>
まちづくり推進室	地域整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、水路等の占用、認定及び登記に関すること。</li> <li>(2) 道路、橋梁、河川、水路等の維持管理に関すること。</li> <li>(3) 道路、水路等の明示に関すること。</li> <li>(4) 道路、橋梁、河川、水路等の建設に関すること。</li> <li>(5) 交通安全施設の整備に関すること。</li> <li>(6) 水防に関すること。</li> <li>(7) 砂防に関すること。</li> <li>(8) 土木災害復旧に関すること。</li> </ul>
	都市計画グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画の策定及び事業の実施に関すること。</li> <li>(2) 土地利用に関すること。</li> <li>(3) 景観に関すること。</li> <li>(4) 土地造成、宅地開発その他開発行為に対する指導等に関すること。</li> <li>(5) 都市計画審議会に関すること。</li> <li>(6) 公園の整備、維持管理に関すること。</li> <li>(7) 住居表示に関すること。</li> <li>(8) 屋外広告物に関すること。</li> <li>(9) 住宅に関すること。</li> <li>(10) 公有地拡大法に関すること。</li> </ul>

		(11) 国土利用計画法に関すること。 (12) 名神高速道路対策に関すること。 (13) 第二外環状道路対策に関すること。 (14) その他広域道路対策に係る他室との調整に関すること。
上下水道室	下水道グループ	(1) 下水道施設の維持管理に関すること。 (2) 排水設備の工事に関すること。 (3) 下水道施設の建設整備に関すること。 (4) 下水道事業の普及宣伝に関すること。 (5) 排水ポンプ場に関すること。
	業務・府営水道グループ	(1) 下水道事業特別会計に関すること。 (2) 下水道料金に関すること。

別表第2 (第2条関係)

主管する室	出先機関
福祉推進室	福祉センター 老人福祉センター
健康・児童推進室	保育所 第2保育所 第3保育所 保健センター

○大山崎町教育委員会事務局組織規則

昭和49年4月1日  
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項の規定により、大山崎町教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織を定めるものとする。

(室及びグループ)

第2条 事務局の事務を分掌させるため、次の室及びグループを置く。

- (1) 学校教育室  
    学校教育グループ
- (2) 生涯学習室  
    生涯学習グループ  
    スポーツ振興グループ  
    文化芸術グループ

(職員)

第3条 事務局に教育次長、室長、グループリーダーのほか、その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 室長は、上司の命を受け室の事務を処理し、室員を指揮監督する。

(教育長の職務の代行)

第5条 法第20条第2項に規定する教育長の職務の代行者は、次長とする。

(事務の応援)

第6条 教育長において事務処理のため必要があると認めるときは、各室等の所属のいかににかかわらず、事務の応援を命ずることができる。

(事務分掌)

第7条 各室の事務分掌は、次表のとおりとする。

室	グループ	分掌事務
学校教育室	学校教育グループ	(1) 教育委員会の会議に関する事 (2) 教育委員会規則の制定、改廃及び交付に関する事 (3) 教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関する事 と。 (4) 公印の保管に関する事 (5) 文書の管理に関する事 (6) 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事 (7) 教育委員会の事務局職員の人事に関する事 (8) 学校教職員の人事に関する事 (9) 関係機関との連絡調整に関する事 (10) 教育費の予算編成に関する事 (11) 教育予算の執行及び決算に関する事 (12) 教育委員会の備品の管理に関する事 (13) 財政に係る調査統計に関する事 (14) 広報に関する事 (15) 財産管理台帳及び施設台帳に関する事 (16) 教育委員会の所管に属する学校の設置及び廃止に関する事 と。 (17) 学校その他教育機関施設の整備及び営繕に関する事 (18) 施設関係補助金、交付金に関する事 (19) 学校その他教育機関の施設に係る調査統計に関する事 (20) 事務局及び室の庶務に関する事 (21) 学齢児童、生徒の就学及び転学に関する事 (22) 児童、生徒の保健及び健康診断に関する事 (23) 幼児の就学時健康診断に関する事 (24) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事 (25) 教科書採択及び教科書無償給与に関する事 (26) 就学援助に係る補助金に関する事 (27) 私立幼稚園の保護者女性等に関する事 (28) 日本体育・学校健康センターに関する事 (29) 人権教育、特別支援教育、理科教育、キャリア教育等の教育

		<p>関係補助金に関すること。</p> <p>(30) 教材費国庫負担金に関すること。</p> <p>(31) 学校の組織・編制に関すること。</p> <p>(32) 教育課程、学習指導に関すること。</p> <p>(33) 児童、生徒指導、進路指導に関すること。</p> <p>(34) 教育相談に関すること。</p> <p>(35) 人権教育に関すること。</p> <p>(36) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(37) 安全教育に関すること。</p> <p>(38) 学校給食に関すること。</p> <p>(39) 教材の取り扱いに関すること。</p> <p>(40) 通学区域に関すること。</p> <p>(41) 修学旅行、遠足に関すること。</p> <p>(42) 授業日の変更等に関すること。</p> <p>(43) 児童、生徒の就学猶予、免除に関すること。</p> <p>(44) 学校教職員の研修、保健、安全、厚生、及び福利に関すること。</p> <p>(45) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(46) 教育研究に関すること。</p> <p>(47) 教育に係る調査統計に関すること。</p> <p>(48) 学校の備品等の管理に関すること。</p> <p>(49) 小中学校に係る予算の配当及び執行管理に関すること。</p> <p>(50) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(51) その他学校教育に関すること。</p> <p>(52) 他の室に属さない事項に関すること。</p>
生涯学習室	生涯学習グループ	<p>(1) 生涯学習の推進並びに社会教育に係る総合企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 社会教育委員等に関すること。</p> <p>(3) 公民館及びふるさとセンターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 公民館及び社会教育施設の設置並びに廃止に関すること。</p> <p>(5) 留守家庭児童会に関すること。</p> <p>(6) 青少年教育、女性教育、成人教育、人権教育に関すること。</p> <p>(7) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(8) 女性問題に関すること。</p> <p>(9) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係団体の育成に関すること。</p> <p>(11) 社会教育に係る調査、広報に関すること。</p> <p>(12) 成人式に関すること。</p> <p>(13) その他社会教育に関すること。</p> <p>(14) 室の庶務に関すること。</p>
	スポーツ振興グループ	<p>(1) 社会体育、レクリエーションに関すること。</p> <p>(2) 体育指導委員に関すること。</p> <p>(3) 社会体育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) スポーツ振興審議会に関すること。</p> <p>(5) 大山崎町体育協会との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 社会体育施設の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 学校施設開放事業に関すること。</p> <p>(8) その他スポーツ振興に関すること。</p>
	文化芸術グループ	<p>(1) 文化財の保護及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化団体の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 文化財の届け出に関すること。</p> <p>(5) 発掘調査に関すること。</p> <p>(6) 歴史資料館との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 文化事業に関すること。</p>

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則 (昭和57年教委規則第5号)  
この規則は、公布の日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。
- 附 則 (昭和60年教委規則第3号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和62年教委規則第2号)  
この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成元年教委規則第2号)  
この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成3年教委規則第3号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成7年教委規則第4号)  
この規則は、平成7年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成9年教委規則第7号)  
この規則は、平成9年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年教委規則第2号)  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成19年教委規則第1号)  
(施行期日)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 研修概要書（平成20年度版）

京都府乙訓郡大山崎町

## 1. 研修の背景と趣旨

現在、地方自治体は長引く不況と三位一体の構造改革によって歳入確保がより一層困難となり、これまでにない緊縮型の予算編成を余儀なくされる情勢にあり、また少子・高齢化が顕著になる人口減少社会が到来しつつある中で、地域の実情に応じた独自性の高い施策が必要とされており、このように多様化する行政需要に的確かつ機敏に対応できる行政経営のための体制整備が、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。

本町では、大山崎町第3次総合計画「おおやまざき・まちづくりプラン2015」（平成13年度策定）を基本施策としながら、「大山崎町行財政改革プラン（集中改革プラン）」（平成18年3月策定）の見直しを平成19年6月に行い、組織の再編及び人員削減を進めているところであり、集中改革プランの目標のひとつである少数精鋭の組織づくりを実現するためには、この限られた財源と人材の更なる有効活用を図っていく必要があり、職員一人ひとりが、旧態依然とした体質や発想から脱却し、前例や慣例にとらわれない柔軟な発想と職務に対する熱意を持ってその職責を全うしなければならない。

そして、職員の能力開発や資質向上は、行政基盤における要素としてその重要性がますます高まり、人材育成の違いこそが地方自治体の実力差となって現れることとなるため、その中心的な役割を果たす職員研修が、実効性あるものとして機能することがこれまで以上に期待されるところである。

## 2. 研修の基本方針

本町は、これまでに経験したことのない財政危機に直面しており、新たな歳入確保と更なる歳出削減による効率的な行政運営に向けた取り組みを進めていくものとしている。

しかしながら、人員削減によって業務量が増えざるを得ない状況にあって、職員のモチベーションの維持・向上を図っていくためには、体系的・組織的な人事管理システムの確立が必要であるとの考えから、人材育成への活用も見据えながらその前提となる人事評価制度実施要領を平成20年1月に策定し、同年4月から制度試行することとし、その一方で「大山崎町人材育成基本方針」（平成15年10月策定）において明記している「これからの時代に必要とされる『求められる職員像』」の育成を目指して、同方針に基づく職員研修を実施しているところである。

本年度の職員研修については、行政基盤の強化に寄与できる人材育成を目指して、研修の目的を明確にするとともに、その効果を検証することによって職員研修の実効性を高めつつ、財政事情に配慮して派遣・委託研修をより積極的に活用しながら、計画的かつ効率的に実施するものとする。

### 3. 研 修 体 系

#### (1) 職場研修 (OJT)

各職場において必要とされる知識や技能の向上を図るため、管理・監督者の知識・技能を活用しつつ、部下を指導育成することにより、職場の活性化を図る。

#### (2) 職場外研修 (OFF・JT)：派遣・委託研修

##### ① 新規採用職員研修

町職員として必要な基礎的知識・技能及び態度を習得し、その職務を適切に遂行する能力を養う。

##### ② 一般職員研修

中堅職員として必要な関係法令等の正確な理解と運用力を養うとともに職務遂行に必要な知識についての理解を深め、また、職場のリーダーとして後輩の指導力や職場の活性化を図る能力を養い、職務遂行能力を向上させる。

##### ③ 監督者研修

監督者としての基本的な役割及びOJTの重要性を認識させ、組織運営の基本を習得させる。また、リーダーシップを発揮するための基本の認識及び対外的な折衝・交渉能力の向上を図る。

##### ④ 管理職研修

地方自治体が直面している行政上の諸問題に対する理解と認識を深め、行政需要の変化に対する適応力及び政策形成能力を養う。

##### ⑤ 政策形成研修

行政課題の発見、分析、解決のための具体的なプロセス、政策目標の決定等の政策形成能力の向上を図る。

##### ⑥ 接遇研修

住民満足のための接遇術及び応接マナーに関する知識・技能を習得させる。

##### ⑦ 情報化研修

パソコンを操作して、ワード、エクセルの高度な使い方を習得するとともに事務改善等についての理解を深める。

##### ⑧ 人権研修

国民的課題として取り組まれている同和問題をはじめとする人権問題を解決していくことは、国及び地方公共団体の責務であり、その担い手である町職員として、人権尊重の意識高揚とあらゆる人権問題の早期解決を目指す。

#### (3) 自主研修

職員が、知識や技能の向上を図ることを目的として自己研鑽を行う。また、職員が自主的にグループによる研究及び研修（自主研究グループ研修）を行うことにより、自己啓発意欲と町行政への参画意識の高揚を図る。

## 4. 研 修 計 画

### (1) 町主催研修（町民の信頼と期待に応えられる職員を育成する）

研 修 名	対 象	内 容	実施時期	研修期間
新規採用職員研修	新規採用職員	町職員としての協調性・責任感等の認識	4月	5日
人事評価制度 評価者研修	管理職・監督職	人事評価（2次評価）に関する知識の習得	8月 2月	1日
一般職員研修	採用10年未満職員・ 中堅以上職員	中堅以上職員による 若手職員の育成	通 年	半日
自主研修	全 職 員	自己啓発の意識高揚及 び職務遂行能力の向上	通 年	1日
長期勤続職員 自主研修	勤続年数10年・ 20年・30年の職員	自己研鑽及び健康増進	通 年	2～5日

### (2) 派遣・委託研修

#### ① 京都府市町村振興協会、京都府職員研修・研究支援センター

研 修 名	対 象	実施時期	研修期間
新規採用職員研修	新規採用職員	10月	3日
新任係長研修	係長級への昇任後1年程度の職員	5月	3日
ファシリテータ養成研修	会議進行能力を必要とする職員	5月	2日
一般職員研修	採用後5年目の職員	6・7月	各2日
法制執務研修（基礎・応用）	法制執務の基礎的・実践的能力を必要とする職員	6・7月	各2日
パートナーシップ・協働研修	住民参加型行政に関する能力を必要とする職員	6月	2日
○ J T 指導者研修	職場内研修の指導の立場にある職員	7月	2日
管理職研修	課長級の職員	8月	2日
キャリアデザイン（職歴設計）研修	採用後概ね10年目の職員	9月	2日
意識改革・行動変容研修	係長級から課長級の職員	9月	2日
プレゼンテーション研修	プレゼンテーション能力を必要とする職員	9月	2日
政策形成研修	採用後5年目から係長級の職員	10月	3日
コーチング研修	係長級から課長級の職員	11月	2日
交渉・折衝研修	交渉・折衝能力を必要とする職員	12月	2日
自治体訴訟研修	訴訟実務の基礎的能力を必要とする職員	12月	2日
住民満足向上研修	採用後5年目から係長級の職員	1月	2日
問題解決研修	採用後5年目から係長級の職員	2月	2日

② 市町村アカデミー、国際文化アカデミー

研修名	実施機関	研修期間
専門実務研修	1. 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー） （千葉県美浜区浜田1丁目1番） 2. 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー） （滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号）	2～5日
行政課題研修		
政策課題研修		
情報課題研修		

③ 自治大学校（20年度：派遣予定なし）

研修名	対象	研修期間
第2部	年齢30歳以上50歳未満の係長級以上又はこれらに相当する職員で、研修施設における長期間の団体研修生活に心身とも耐えうる者	3ヶ月

④ その他

研修名	主催	研修期間
パソコン研修	京都府町村会情報センター	2日
行政管理講座	日本経営協会（NOMA）	2日

⑤ その都度必要と認められる研修（※所属長が総務室長に協議することを要する）

## 5. 研修予算

(1) 予算内訳（款）2. 総務費（項）1. 総務管理費（目）1. 一般管理費

節（細節）	金額（千円）	説明
9. 普通旅費	200	研修用：普通旅費
9. 特別旅費	450	”：特別旅費
15. 委託料	680	”：委託料
19. 負担金補助及び交付金	250	各種研修受講負担金
計	1,580	

(2) 職員一人当たりの費用

$$1,580,000円 \div 153名 = 10,327円$$

## 6. 平成19年度 研修実績

### (1) 町主催研修

研修名	対象	実施日	研修期間	受研者数
新規採用職員研修 (担当室・体験等)	新規採用職員	平成19年5月9・10・15日	3日	5名
人事評価者 セミナー	人事評価制度策定 委員会 委員・幹事	平成19年10月17日	半日	20名
人事評価制度（目 標管理制度）研修	管理職・監督職	平成20年2月6日・8日	1日	47名
人事評価制度 一般研修	全職員	平成20年3月 4・5・6日	半日	131名
自主研修	全職員	通年	1日	14名
長期勤続職員 自主研修	勤続年数10年・ 20年・30年の職員	通年	2～5日	6名

### (2) 派遣・委託研修

#### ① 京都市町村振興協会、京都府職員研修・研究支援センター

研修名	実施日	研修期間	受研者数
研修事務担当者研修	平成19年4月26日	1日	1名
一般（5年目）職員研修	平成19年6月28・29日/7月2・3日	2日	4名
法制執務研修（基礎）	平成19年6月14・15日	2日	3名
パートナーシップ・協働研修	平成19年6月28・29日	2日	1名
○ J T 指導者研修	平成19年7月5・6日	2日	1名
税務担当初任者研修	平成19年7月31～8月2日	3日	2名
人事評価研修	平成19年8月23・24日	2日	2名
非木造家屋評価初級研修	平成19年8月28・29日	2日	1名
情報処理（エクセル）研修	平成19年9月12・25・10月23・24日	1日	4名
市町村新規採用職員研修	平成19年10月3～5日	3日	5名
危機管理研修	平成19年10月24日	1日	1名
木造家屋評価研修	平成19年11月22日	1日	1名
交渉・折衝研修	平成19年12月6・7日	2日	1名

② 自治大学校 派遣なし

③ その他

研修名	主催	実施日	研修期間	受研者数
広報基礎講座	日本広報協会	平成19年 6月21・22日	2日	1名
社会福祉主事 資格認定研修	中央福祉学院	平成19年 8月25～28日	4日	1名
マンション耐震 改修セミナー	マンション再生協議会	平成19年9月14日	1日	1名
都市公園遊具 日常点検講習会	日本公演緑地協会	平成19年11月7日	1日	1名
住民基本台帳法及び 戸籍法改正	全国市町村国際文化 研修所	平成19年 11月15・16日	2日	1名
公共工事と会計検査	経済調査会	平成19年 12月5日	1日	1名

## 7. 平成19年度 研修決算

(1) 予算内訳 (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費

節(細節)	金額 (円)	説明
9. 普通旅費	270,380	研修用：普通旅費
9. 特別旅費	185,840	”：特別旅費
15. 委託料	970,000	”：委託料
19. 負担金補助及び交付金	91,200	各種研修受講負担金
計	1,517,420	

(2) 職員一人当たりの費用

$$1,517,420円 \div 162名 = 9,367円$$

## 大山崎町における住民参加（参画）の実績

### ◆制度構築等

- ①情報公開条例の制定（平成12年12月25日公布、平成13年4月1日施行）
- ②審議会等の設置及び運営等に関する基準の制定（平成16年4月）
  - ・ 審議会等委員公募
  - ・ 審議会等会議の公開
- ③パブリックコメント制度の構築（平成19年2月）
- ④出前講座の制度化（平成19年3月）
- ⑤「町長室でしゃべらナイト」の開催（平成19年4月～）
- ⑥「タウンミーティング～あなたの思いを町政に～」の開催（平成20年4月～）
- ⑦町内会・自治会運営交流会の開催（平成19年度～）

### ◆実績

- ①情報公開条例に基づく情報公開請求件数
  - ・平成13年度 11件
  - ・平成14年度 16件
  - ・平成15年度 15件
  - ・平成16年度 4件
  - ・平成17年度 10件
  - ・平成18年度 9件
  - ・平成19年度 15件
  
- ②委員公募を行った審議会等
  - ・総合計画審議会（2名）
  - ・行財政改善委員会（2名）
  - ・個人情報保護運営審議会（1名）
  - ・バリアフリー協議会（2名）
  - ・一般廃棄物処理基本計画策定に関する懇話会（1名）
  - ・社会教育委員会議（1名）
  - ・男女共同参画計画懇話会（2名）
  - ・水道事業経営審議会（2名）
  - ・児童福祉懇話会（1名）
  
- ③会議を公開した審議会等（傍聴実績のあった審議会等）

- ・総合計画審議会
- ・行財政改善委員会
- ・バリアフリー協議会
- ・児童福祉懇話会
- ・老人保健福祉計画推進委員会
- ・障害者基本計画策定委員会

④パブリックコメントを行った計画等

- ・総合計画（提出意見なし）
- ・バリアフリー基本構想（提出意見数 13 名 22 件）

⑤出前講座開催実績

- ・平成 19 年度 11 回

⑥「町長室でしゃべらナイト」開催実績

- ・平成 19 年度：4 回

※本事業は議会開催月（3・6・9・12 月）を除く毎月第 2・第 4 木曜日に住民団体等の会議開催のために町長室を開放する事業であり、一参加者として町長が会議に加わるものである。

⑦タウンミーティング開催実績

- ・平成 20 年度（10 月 1 日現在）：1 回

※本事業は予め定められたテーマについて住民から参加者を募集し、当該テーマについて、町長ほか町職員と意見交換するものである。なお、開催は概ね 3 ヶ月に 1 度としている。

⑧町内会自治会運営交流会開催実績

- ・平成 19 年度：1 回

※本事業は町内の町内会・自治会の会長や役員、また、新たに自治会組織を立ち上げようとしている方を対象に、町内会・自治会の運営に関して参加者同士が意見交換を行うものとして、年 1 回開催するものである。

◆その他の住民参加（参画）事例

①バリアフリー基本構想策定に係る町民懇話会の開催

- ・第 1 回 「まちあるき」及びワークショップの開催（参加者約 20 名）
- ・第 2 回 基本構想素案に係る意見交換（参加者約 20 名）

## 大山崎町行財政改善委員会会議における論点について（第3回委員会まで）

### ◆論点1：行政と住民等との役割分担について

#### （第1回会議における委員発言（抜粋・要約））

- ・行政側から「役割分担」を持ち出すことに違和感を覚える。
- ・住民側から自ら何が出来るのか、やりたいのか、ということを引き出された上でそれをどう行政と役割分担できるのか、ということをもとに考えるべき。
- ・住民は必要があればそれに迫られて自主的に活動するものである。
- ・役割分担については、現状を正しく把握する必要がある。
- ・行政が住民に何かをしてもらうためにどうするのか、ということではなく、住民から見て、よいまちをつくりたいという思いをどう公共に位置づけていくのかという議論をしていかないと単に行財政改革の中で「財政が厳しいから住民さんどうしてくれるの」といった議論になってしまう。
- ・今回の案件は本来、住民サイドで考えるべき問題ではないか。公共＝（イコール）行政という空気が蔓延している中、本当の意味での公共を考えることから始めるべきである。

#### （第2回会議における委員発言（抜粋・要約））

- ・行政において役割分担を明確に意識していなくても広くとらえると役割分担の実態は存在するであろう。しかし、そこを行政が掴みきれていない。
- ・各団体についても別に役割分担を意識しているわけではない。自主的に活動されているので、その自発性は非常に重要である。
- ・実施主体は市民目線で自主的に活動しているものも含めないと役割分担の議論にならない。行政が見えている部分や施策として持っている部分だけが地域の公共と考えて役割分担をすると非常に視野が狭くなる。
- ・行政の役割というか、こんな行政であればと思うのは、何かをやりたいという時に適切にバックアップいただければと思う。
- ・現実的に動いていただける人材がどの程度存在するのかということを中心に、その上で役割や協働のあり方が議論されるべきである。それなしの議論は空論に過ぎない。その意味では、委員が言われた「マップ」について、人材や組織などの地域の中での現状、地域の資産や財産になるような芽の存在について確認したい。
- ・キーパーソンのエネルギーをいかに引き出すか、大山崎町民の住民力をいかに高めていくか、「公・共・私」の「共」としての下地を考えることにより、キーパーソンを発

掘できるのではないか。

- ・具体的な団体の存在が前提という、もうひとつ前の段階で共通して学習、議論できる場が必要ではないか。

#### (第3回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・地域に公共を担える可能性のある団体は生まれていると思う。
- ・(団体に専門性や信頼性が必要となると)そこまでいくと、かなり大変なことである。可能性はあるが、そこまで至る道のりをどうするのかという感じがする。しかし、そこに専門性がなくても地域の公共というのはもっと広がっていくと思う。
- ・(専門性や信頼性など)全部が整ってほしいとは思ってなくて、地域で自主的に活動されている方も、別に公共を担うという言葉を使わなくても、それも含めて地域の公共だと認識しないとイケない。
- ・(地域の自発的な活動は)それはそれで、一種の公共を担っているのかなと考えている。
- ・何回も言うが自然を守るとか、竹林をどうするかとかそういうことも含めて、地域にいっぱい公共の担い手が実際に活動している。具体的に子育ての話もあるし、大山崎にも多くあるのに見えていない。そのボランティア団体なりに自主的にやっているが、必ずしも大山崎にいる受け手に発信していかない。自分らの周りの団体に発信しており、そういう動きが大山崎全体で大山崎という範囲の中にきっちり発信されていないということがある。動きは多くある。
- ・(2人の委員のプレゼンと地元からの報告との)ギャップを感じている。何かレベル的な差を感じてそれは何なのかと考えた。
- ・本日の前半と後半で出されたギャップをどう整理していくか
- ・情報のギャップというか、認識のギャップをどう埋めるかということがひとつあるだろうと思う。

#### ◆論点2:協働の仕組みづくりについて

#### (第1回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・住民は必要があればそれに迫られて自主的に活動するものである。協働はその自主的な活動と行政の目的が一致しなければならない。
- ・住民の意思は基本であり、それがあって初めて協働は成り立つものである。
- ・行財政改革の財政的な議論から経費削減のための協働となりがちであるが、そうした議論からの協働なのか。それとも地域づくりの議論から出てきた協働なのか。それにより、この委員での議論も変わってくる。
- ・住民から見た行政への注文や自分たちが活動しやすい、住民として勇気や元気の出る、

住民同士が力を合わせれば大きな力で勝手に動いていく仕組みづくりを目指したい。

- ・最近の行政職員は「勉強させて欲しい」とよく言うが、そうではなく「一緒にやろう」と言っただけで協働になると思う。
- ・自分が発揮できる自分らしさ、自分が生きていることもみんなに支えられているという原点、それは人権意識ではないか。協働を議論するうえでも、その視点は共有しておくべきである。
- ・一人ひとりの生き方、生きがいが尊重されない、誰かが息苦しい状態は協働とは言えない。
- ・住民サイドの議論として、役場の存在、役場はどうあるべきか、という点にも焦点を当てて、職員一人ひとりとどう協働できるのかまで考えていきたい。

#### (第2回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・(地域の住民団体や自主的な活動の全てについて) どの市町村でも把握していない。把握できていなくて当然である。しかし、把握せずに協働事業を行うと、行政目線での行政にとって都合のよい協働事業となる。
- ・行政の役割というか、こんな行政であればと思うのは、何かをやりたいという時に適切にバックアップいただければと思う。
- ・現実的に動いていただける人材がどの程度存在するのかということ的前提に、その上で役割や協働のあり方が議論されるべきである。それなしの議論は空論に過ぎない。その意味では、委員が言われた「マップ」について、人材や組織などの地域の中での現状、地域の資産や財産になるような芽の存在について確認したい。
- ・キーパーソンのエネルギーをいかに引き出すか、大山崎町民の住民力をいかに高めていくか、「公・共・私」の「共」としての下地を考えることにより、キーパーソンを発掘できるのではないか。
- ・具体的な団体の存在が前提という、もうひとつ前の段階で共通して学習、議論できる場が必要ではないか。

#### (第3回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・高齢者と若い人たちとの接点を結び、交流する楽しい機会があれば良くなっていく気がするので、何かそうした接点がないものかと思う。
- ・やはり人の問題にぶつかる…人の問題が大事なのではないかと改めて感じてしまう。
- ・大山崎でも人材発見から始めなければならないのではないかと改めて思い、実感した。
- ・専門性を高めて情報公開を全部してというハードルが高すぎてできないということであれば、その人たちがやらなくても信頼性が社会に伝わるようなものを作ればよい。
- ・私の周りには団塊の世代で退職して何をしたらよいか、また、何かしたいという人は

すごくいる。その人たちをどのように活かしていくのか。

- 行政や社会福祉協議会あたりで、そういう先が見える人が仕組みを作れるところにいるのではないかと思う。
- (30代、40代の世代が) もっと力を出せる場が必要である。
- 若い世代の人たちのそういうもの(自主的に活動する意欲等)をもっと引っ張りあげるようなことをする必要がある。
- (いろいろな団体や集団に対して) 誰が手を入れるかである。
- 役場のほうも大変な状況であるが、やはり役場のほうから手を打っていくしかない。
- 実際に目に見える活動をされているところだけでなく、地域の課題をしっかりと見つけて、それから人探しをしていく。そこら辺をやっていくかということである。潜在的には長岡京市がやれていることはできる。では、なぜできないのかということである。
- 大山崎町も長岡京市と大きな違いはないだろうと思う。3つか4つのモデルを作らないといけないとは感じる。
- いろんなボランティアがあるが、みんなやはりある程度段階が固まると、逆にいろんな排他性が出ているような印象を受けた。そういう意味で言うと、もう少しオープンな参加ができる仕組みができるのが大きな利点かなと思う。
- 行政の下請け的な活動の中で、構造がマンネリ化している仕組みがあって、地域課題を掴んで提起するということが弱まってきたというところがある。
- 自治会についての報告があったが、若い世代の立場からすると、「自治会加入率 100%にしたいから入れ」とか「町内会費ほしいから入れ」と聞こえるのでは。入って何がメリットあるとかではなく、別に町内会でなくても地域を支えあう仕組みができていけるのなら、町内会はいらないし、でも町内会の人たちを無視して新しい何かを立てるとよくないと思うので、その周りを固めてあげるような、守ってあげられればといったことは問題意識としてはある。今まで築いてきたものをまた新しい箱ではないが、できたらいいなど。こういうものが求められているが、中にいると多分分からないとか、何で若い人たちは来ないのと思ってしまうのかと思う。
- やっぱり楽しくないと。年寄りとも楽しく若い人がしゃべれるみたいな場があればいいと思う。あまりにも固まりすぎて自分たちの意見が通らなければ反感となるが、本当はもっとそういう場があるならいいのだが。
- 自治会の課題としても、役員が1年で交代する問題とか、割り当て制であるとかそこら辺を含めて変わっていかざるを得ないということは感想としてある。自治会として活性化しているところはあるので、やはりもう少し、継続的な担い手というのがあり、それからもう少し活動の範囲というのを議論して、計画して、実施していく必要がある。そうすれば、地域課題を将来は取り組めるというようなことに繋がっていくかもしれない。そういうことをやっている地域もある。町内会にも回復する可能性がある。

- ・いずれにしても、それぞれが自主的に団体に活動をされているので、それに対して、それぞれの団体に考えるべきことだ。行政としてどういう取り組みが必要かということがある。
- ・(2人の委員のプレゼンと地元からの報告との)ギャップを感じている。何かレベル的な差を感じてそれは何なのかと考えた。
- ・本日の前半と後半で出されたギャップをどう整理していくか
- ・情報のギャップというか、認識のギャップをどう埋めるかということがひとつあるだろうと思う。

#### ◆論点3：役場組織に関することについて

##### (第3回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・行政がどんどんそういう地域的・自主的な公共の場に行って、情報を掴んで、まとめてそれを発信することが必要だと思う。役場や社会福祉協議会でしないことを、実際は地域でいろんなことをやっている。協働を言うのであれば、そういうところに目を向けて、やはり、役場の職員がもっと積極的に参画されたほうがいいのではないかなと思う。
- ・職員の方の研修のあり方とか、組織のあり方とかあるいは、これがいいかは分からないが、地域担当制を作るとか、協働について発信する方法などを少し提案したらどうか。

#### ◆論点4：委員会の基本的な考え方について

##### (第1回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・諮問事項に対する答申は今後のプラン再構築に際しての基礎資料として活用されるということであるが、その再構築は従来のプランの範囲を超える再構築も含まれる。
- ・行財政改革というと少し狭いイメージがあるが、それよりももっと基本的なものとして捉えたい。
- ・この諮問事項は長期的な視野での諮問事項であると考えている。したがって、短期的に行政の財政的な改革に関わる議論は不可能である。

##### (第2回会議における委員発言(抜粋・要約))

- ・行政側からの資料はあくまで行政サイドの資料であり、委員会の議論はその範囲を超える議論をしていただくことになる。

◆論点 5：答申イメージに関することについて

(第 3 回会議における委員発言 (抜粋・要約))

- ・この委員会ですまずは行政が何に手を打つべきか、どう行うべきかが一番ポイントになる。
- ・協働ということについては理解の仕方もまちまちだということもあるが、この委員会としてのイメージは表記していきたいということである。
- ・協働の理念的なあり方、それから協働の仕組み作りについて、特に行政が大きく動く部分についてどういう仕組みを作っていくかということ、提言に入れていく必要がある。具体的には仕組みづくりに向けてどういう計画をしなければならないかということ、提言の中に入れていく必要がある。
- ・今、大山崎町が持っている、自治会だとかボランティア団体だとか私的でやっているだとか、そういう具体的な取り組みの中から、ここをこうすればちょっとでも前に進むのではないかという、事例も 2 つ 3 つ入れておいて、暗い感じだけではなく、できていくなみたいところも入れてほしいと思う。
- ・こういう危機的な現状であるという面と、実際に取り組まれていて、こういう芽を広げていけば、発展性があるのではないだろうかという面も入れていただきたい。

◆論点 6：その他 (個別項目に対する意見について)

(第 2 回会議における委員発言 (抜粋・要約))

- ・(保育所について) それは削っていくべきものとして町は考えているのか。この街で暮らしていきたいと思う若い人たちを増やしていくためにも、(保育所を) 減らしていくのはどうかと思う。